

奈良県公報

目次

ページ

| | | | |
|---|---|----------------------------|----|
| ○救急病院の申出の撤回 〈告 示〉 | 一 | ○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 | 五 |
| ○結核指定医療機関の指定 | 一 | ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告 | 六 |
| ○平成十四年七月奈良県告示第二十八号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法）の一部改正 | 一 | ○右 同 | 六 |
| ○平成十四年七月奈良県告示第二十九号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）による知事が定める測定方法）の一部改正 | 二 | ○右 同 | 七 |
| ○遊漁規則の変更認可 | 二 | ○開発行為に関する工事の完了 | 七 |
| ○県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧 | 二 | ○右 同 | 七 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | 三 | ○特定調達契約に係る落札者等の公示 | 九 |
| ○奈良県個人情報保護条例による個人情報等の実施状況の公表 | 三 | ○右 同 | 九 |
| ○奈良県情報公開条例の運用状況の公表 | 四 | ○不在者投票を取り扱う施設の指定の変更 | 一〇 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証 | 五 | ○監査結果公告 | 一一 |
| | | ○平成十六年五月二十一日付け奈良 | 一五 |

告 示

県公報第千五百六十九号正誤表

奈良県告示第三十六号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

| 名 称 | 所 在 地 | 申 出 撤 回 日 |
|---------|-------------------|-------------|
| 弘仁会南和病院 | 吉野郡大淀町大字福神一番地の一八一 | 平成十六年三月三十一日 |

奈良県告示第三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-------------|------------|
| 鹿子木診療所 | 天理市樺本町七四二一二 | 平成十六年五月十三日 |

奈良県告示第三十八号

平成十四年七月奈良県告示第二百十八号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法による知事が定める測定方法）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

別表第一の一の項中「告示別記一（三）」の下に「又は（四）」を加え、同表の五の項中「右同」を「告示別記一（三）」に改め、同表の七の項中「右同」を「告示別記一（三）又は（四）」に改める。
別表第四の一の項から三の項まで及び五の項中「告示別記一（三）」の下に「又は（四）」を加える。

奈良県告示第三百二十九号

平成十四年七月奈良県告示第二百十九号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法による知事が定める測定方法）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

別表第一の一の項中「告示別記一（三）」の下に「又は（四）」を加え、同表の五の項中「右同」を「告示別記一（三）」に改め、同表の七の項中「右同」を「告示別記一（三）又は（四）」に改める。
別表第四の一の項から三の項まで及び五の項中「告示別記一（三）」の下に「又は（四）」を加える。

奈良県告示第四百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成十六年五月二十日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

| |
|------------|
| 漁業権者の名称 |
| 住 所 |
| 免 許 番 号 |
| 変更後の遊漁規則の施 |

| | | | |
|------------|------------|---|------------|
| 十津川村漁業協同組合 | 吉野郡十津川村重里 | 奈内共第一号 奈内共第二号 奈内共第三号 | 平成十六年五月二十日 |
| 下北山村漁業協同組合 | 吉野郡下北山村寺垣内 | 奈内共第十一号 奈内共第十二号 | 右同 |
| 川上村漁業協同組合 | 吉野郡川上村迫 | 奈内共第二十四号 奈内共第二十五号 奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 | 右同 |
| | | | 行日 |

奈良県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・本郷地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 縦覧期間
平成十六年五月三十一日から同年六月二十一日まで
- 二 縦覧場所
大宇陀町役場

奈良県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、桜井市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

公 告

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第三十七条の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例による個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

1 個人情報開示請求の件数及び処理の状況

(単位 件)

| 実施機関 | 開示請求件数 | 書面による開示請求の状況 | | | | 取下げ等 | 開示請求数 |
|---------------|--------|--------------|-------|---------|---------|------|-------|
| | | 処 理 状 況 | 不 開 示 | 取 下 げ 等 | 取 下 げ 等 | | |
| 知 事 | 51 | 44 | 4 | 0 | 0 | 3 | 909 |
| 教 育 委 員 会 | 81 | 29 | 50 | 0 | 2 | 0 | 5,756 |
| 運 送 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人 事 委 員 会 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 116 |
| 監 査 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地 方 労 働 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 収 入 委 員 会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 水 面 漁 場 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 内 務 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 143 | 84 | 54 | 0 | 2 | 3 | 6,781 |

2 個人情報訂正請求の件数及び処理の状況

(単位 件)

| 異議申立て件数 | 処 理 状 況 | | | | 取下げ | 審議中 |
|---------|---------|-----|------|-----|-----|-----|
| | 却 下 | 棄 却 | 一部認容 | 認 容 | | |
| 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |

3 異議申立ての件数及び処理の状況

(単位 件)

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第三十五条の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。
平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

| 実施機関 | 開示請求件数 | 処理の状況 | | | 取下げ | 審査中 |
|-------------|--------|-------|------|--------------|-----|-----|
| | | 開示 | 一部開示 | 不開示 (不開示) | | |
| 知事 | 181 | 55 | 102 | 5 | 9 | 8 |
| 議会 | 18 | 8 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 23 | 5 | 13 | 3 | 0 | 2 |
| 選挙管理委員会 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員会 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 223 | 9 | 72 | 3 | 131 | 8 |
| 地方労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場内管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 450 | 79 | 200 | 11 | 140 | 16 |

2 不服申立ての件数及び処理の状況

| 不服申立て件数 | 処理の状況 | | | 取下げ | 審査中 |
|---------|-------|----|------------|-----|-----|
| | 却下 | 棄却 | 一部認容 認容 | | |
| 18 | 0 | 4 | 1 | 6 | 16 |

注 兼続2件及び一部認容1件については平成14年度に不服申立てがあり平成15年度に手続が及んだもの、審査中1件については平成14年度に不服申立てがあり平成15年度以降に手続が及んだもの

3 公文書任意開示申出の件数及び処理の状況

| 実施機関 | 開示申出件数 | 処理の状況 | | | 取下げ |
|-------------|--------|-------|------|-----|-----|
| | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | |
| 知事 | 31 | 10 | 15 | 0 | 4 |
| 教育委員会 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場内管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 31 | 10 | 15 | 0 | 4 |

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまびこ

三 代表者の氏名

上田 裕

四 主たる事務所の所在地

天理市西長柄町三六一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者と健常者が共に充実した時間を共有できるチャリティーコンサートや「よさこいソーラン」の講習・発表会の開催等、広く社会に対して障がい者福祉の啓発に関する事業を行い、障がい者と健常者が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本文化団体連合会

三 代表者の氏名

戸田 甚之助

四 主たる事務所の所在地

橿原市内膳町五丁目三番一八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、文化、芸術、芸能、文学、学術等に接する機会を提供する事業を行うことで、地方文化の増進と振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年五月二十八日から同年九月二十八日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 中村屋東生駒店

所在地 生駒市壱分町八三の六

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前零時

（変更後）開店時刻 午前八時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午前零時三十分まで

（変更後）午前七時三十分から午前零時三十分まで

三 届出年月日

平成十六年五月十七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 奈良ビブレ

所在地 奈良市小西町二五番地

二 奈良市から聴取した意見の概要

- 1 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。
- 2 青少年の健全育成活動を行っている三笠・若草・飛鳥・都南・春日中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。
- 3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や非行の温床とならないよう貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。
- 4 少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。
- 5 騒音、振動等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。
- 6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に「行うこと」。
- 7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- 8 小西通りの自転車・原動機付自転車等の駐輪対策
- 9 需要に見合う自動車駐車場の確保

10 駐車場の構造・管理規定に変更がある場合は、変更手続きを行うこと。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年六月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ニトリ奈良西九条ショッピングセンター

所在地 奈良市西九条町五丁目三の二三

二 奈良市から聴取した意見の概要

- 1 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。
- 2 青少年の健全育成活動を行っている都南中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。
- 3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や非行の温床とならないよう貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。
- 4 少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。
- 5 騒音、振動等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。
- 6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に「行うこと」。
- 7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- 8 交通安全対策については、奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱に基づく事

前協議に係る意見を遵守すること。

9 廃棄物の処理にあたっては適正な分別排出を行い、再生資源物についてはできる限りリサイクルに、廃棄物類についてはできる限り減量及び適正な排出に努めると。また、店内にお客が分別できるゴミ箱を設置すること。

10 周辺住民等と問題が生じないように関係自治会等に対し、事業の内容の周知を図ると共に、工事施工等については、事前協議により十分協議を行うこと。また、地元協議で問題が生じた場合は、事業主側で責任をもって対応すること。

11 建物の意匠・形態及び色彩については、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うこと。また当該物件は奈良市都市景観条例の規定による大規模建築物等の届出対象物件であるので、その届出を行うこと。

12 屋外広告物を設置する際は、奈良市屋外広告物条例を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年六月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 共栄企画ビル（コープ学園前店他）

所在地 奈良市中山町西一の七一六番の三他

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。

2 青少年の健全育成活動を行っている登美ヶ丘中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。

3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や非行の温床とならないよう

貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。

4 少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。

5 騒音、振動等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。

6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。

7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 需要に見合う自動車駐車場を確保すること。

9 廃棄物の処理にあたっては適正な分別排出を行い、再生資源物についてはできる限りリサイクルに、廃棄物類についてはできる限り減量及び適正な排出に努めると。また、店内にお客が分別できるゴミ箱を設置すること。

10 建築物の意匠・形態及び色彩については、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うこと。

11 屋外広告物を設置する際は、奈良市屋外広告物条例を遵守すること。

12 周辺住民等と問題が生じないように関係自治会等に対し、事業の内容の周知を図ると共に、当該工事について十分協議すること。また問題が生じた場合は、事業主の責任において対応すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年六月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良市藤ノ木台四丁目六番二〇号
株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀

一 許可番号
平成十五年十一月十九日第七二一八二号

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大和郡山市田中町五四七番地ノ一、五四八番地ノ一及び五四九番地ノ五の各一部並びに新木町四〇二番地ノ一の一部、四〇二番地ノ二の一部、四〇二番地ノ四、四〇二番地ノ六、四〇二番地ノ七、四〇三番地ノ三の一部、四〇三番地ノ五及び四〇三番地ノ六

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十日第六〇二八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十日第三八四九号

三 開発区域に含まれる地域
桜井市大字慈恩寺八四二番地ノ二五の一部、八四四番地ノ一、八四五番地及び八四七番地ノ一

三 開発区域に含まれる地域
桜井市大字慈恩寺八四二番地ノ二五の一部、八四四番地ノ一、八四五番地及び八四七番地ノ一

四 下水道 大和郡山市田中町五四七番地ノ一、五四八番地ノ一及び五四九番地ノ五の各一部並びに新木町四〇二番地ノ一、四〇二番地ノ二及び四〇三番地ノ三の各一部
水路 大和郡山市田中町五四四番地、五四五番地及び五四七番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字外山一八六番地ノ一
渋谷工業株式会社 代表取締役 渋谷 守

一 許可番号
平成十六年三月四日第七二一四二号
平成十六年五月十四日第七二一四一一号

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 桜井市大字慈恩寺八四二番地ノ二五、八四四番地ノ一及び八四五番地の各一部

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十日第六〇二七号

一部
下水道 桜井市大字慈恩寺八四二番地ノ二五、八四四番地ノ一及び八四五番地の各一部

三 開発区域に含まれる地域
御所市大字玉手五五番地及び五六番地の各一部

一 許可番号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
御所市大字茅原三九番地ノ七
清水自動車整備工場 代表 清水哲雄

平成十六年二月十九日第七二一一三〇号

清水自動車整備工場 代表 清水哲雄

平成十六年五月十八日第七二一一三〇一一号

二 検査済証番号

一 許可番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十一日第六〇二九号

平成十六年四月十四日第七二一一七四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十一日第三八五〇号

三 開発区域に含まれる地域

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十八日第六〇二六号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十八日第六〇二六号

大和郡山市田中町五四四番地の一部、五四五番地の一部、五四七番地ノ一、五四八番地ノ一及び五四九番地ノ五並びに新木町四〇二番地ノ一、四〇二番地ノ二、四〇二番地ノ四、四〇二番地ノ六、四〇二番地ノ七、四〇三番地ノ三、四〇三番地ノ五及び四〇三番地ノ六

三 開発区域に含まれる地域
宇陀郡大字陀町大字下竹一三番地ノ一及び一四番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市押熊町二〇七三番地ノ一

株式会社スーパーシムラ 代表取締役 吉村仁

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。
平成十六年五月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年二月六日桜井第三六一七号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月十九日桜井第五六一一号
- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市久米町五二八番地ノ四及び五二八番地ノ五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市白檀町一丁目三四番一二二号
宮本キミ代

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年5月28日

奈良県知事 柿本善也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県立奈良病院（救命救急センター及び看護専門学校を含む。）の感染性廃棄物処理業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県福祉部健康安全局医大・病院課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) エコテック株式会社 代表取締役 米澤尚子
奈良市佐紀町2702番地の1

(2) 将英運送株式会社 代表取締役 池田英明

広島県安芸郡府中町浜田3丁目5番8号

5 落札金額 10リットル当たり1,155円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。

7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月13日

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年5月28日

奈良県知事 柿本善也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県立医科大学（大学附属施設及び看護短期大学部を含む。）の感染性廃棄物処理業務委託一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県福祉部健康安全局医大・病院課
奈良市登大路町30番地
 - 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 株式会社南部 代表取締役 岩本琢也
橿原市五井町187番地の2
(2) 株式会社国中環境開発 代表取締役 国中賢吉
大阪府松原市天美我堂3丁目67番地の1
 - 5 随意契約に係る契約金額 10リットル当たり556.5円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
 - 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月13日
 - 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号該当
- 物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年5月28日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
奈良県立医科大学（大学附属施設及び看護短期大学部を含む。）の清掃等業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
奈良県福祉部健康安全局医大・病院課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成16年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社保健衛生社 代表取締役 若原邦弘
奈良市法華寺町1430番地
- 5 落札金額 75,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月3日

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十六年五月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

| | |
|-----------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 |
| 特別養護老人ホーム ささす国見 | 御所市柏原一三二〇 |

| | |
|-----------------|-----------------|
| 老人保健施設 サンライフ田原本 | 磯城郡田原本町大字小阪三〇五一 |
| 介護老人保健施設 ローズ | 五條市二見五一三ー六四 |

奈良県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。
平成十六年五月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------------|--------------|
| 新 独立行政法人国立病院機構 奈良病院 | 奈良市東紀寺町一ー五〇一 |
| 旧 国立奈良病院 | |
| 新 独立行政法人国立病院機構 西奈良病院 | 奈良市七条二丁目七八九 |
| 旧 国立療養所 西奈良病院 | |
| 新 独立行政法人国立病院機構 松籟荘病院 | 大和郡山市小泉町二八一五 |
| 旧 国立療養所 松籟荘 | |

監査委員公告

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成16年5月21日に請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成16年5月28日

奈良県監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

住所 宇陀郡榛原町高萩台75番地1001号

氏名 吉田 克己

2 請求書の提出

平成16年3月23日

3 請求の要旨

本件請求の要旨は次のとおりであった。

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添付のうえ、必要な措置を請求します。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

記

請求の要旨

A氏が平成13年7月24日付で作成し、同日奈良県風致保全課が受け付けた「土地買入申出書」に基づいて、平成15年3月24日に、同課が、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都法」という）第11条に基づき、A氏から高市郡明日香村大字真弓1209-1の農地を買い入れた事に関して、次に記述する理由により不法な処理、不当な決定がなされていると判断するので、請求人は、本件農地買い入れに関する売買契約を、虚偽申請等の理由により解除し、本件農地の所有権を奈良県からA氏に戻すと共に、買い入れ代金を同氏から奈良県

に返還させる等の必要な措置を講ずるよう求めます。

理由

1、事実の概要

1、高市郡明日香村大字真弓1209-1の農地（平成13年6月22日に同1209番1、1210番1、1211番1、1212番1の4筆であった農地を合算した農地、以下本件農地という）は、平成2年12月26日まで、登記簿上も実質上も、農地であった。

2、当時バブル期の只中であつたため、本件農地の所有者であつたA氏は、本件農地を宅地として高額で転売し、その売却代金により自身の家を新築したいと考えた。そして同氏は、転売する目的の転用であるという真実の意図を秘して、本件農地を同氏所有の店舗の駐車場として利用したいとする虚偽の理由を記した農地法第4条許可申請書を、平成2年10月1日付で作成、提出した。その様な真の意図を知らない奈良県農林部は、同年12月10日付の奈良県指令農第4号27-6により、同氏が青空駐車場として利用することを条件に、農地から雑種地への転用を許可した。同許可を不正に取得した同氏は、本件農地の地目を農地から雑種地に変更した。そして許可条件を無視し、当初の目的通り、宅地として本件農地を他に転売した。

3、ところが平成4年5月頃に、同氏が農地法第4条許可条件に違反していたことが明日香村農業委員会に発覚したため、同許可が取り消されそうになった。そこで同氏は、同年7月20日付と、同23日付の嘆願書を作成、提出するなどして、明日香村農業委員会が同許可取り消しに動かない様に働きかけた。その結果、明日香村農業委員会は同氏の農地法違反を黙認することとなった。

4、ところが、平成6年頃になって、今度は奈良県農林部に転用許可条件違反の事実が発覚し、それに加えて、真実は、同氏が農業委員として培った知識を悪用し、本件農地を農地としてではなく、宅地として転売する目的で虚偽の許可申請書を作成し、農地法第4条許可を違法に取得していたことが発覚した。

5、その事実を知った奈良県農林部は、「（同氏が）農業委員の職にあり、農地制度に通じていたにもかかわらず・・・行った本件許可申請行為の違法性は大きく、その社会的責任も大きい。また、かかる違反行為を放置することは農地行政の適性を欠くことはいくらでもなく、農地法軽視の風潮を招く恐れがある。

行政庁には農地法を遵守履行させ、適正な運用を図る必要がある。」として、同許可を取り消すことを決定し、平成7年3月16日付奈良県達農第3号により、同許可を取り消した。なお、奈良県農林部における今日までの長い歴史の中で、農地法第4条許可について、許可後にその許可が取り消されたことは、本件以外に無いことから、奈良県農林部が、今回の虚偽申請による違法な許可取得を、非常に悪質であると考えていることが窺い知れる。

6、その後、許可取り消しにより、本件農地の所有権が同氏に戻ることであり、奈良県農林部は、平成7年12月20日付で、本件農地の農地復元を、同氏に対して催告した。

7、しかし同氏は催告に従わず、農地復元を行わなかった。

8、そのため、奈良県農林部は、平成9年7月11日付で、本件農地の農地への復元計画書と、営農計画書を、同月31日までに提出した上、至急農地復元を履行するよう、二度目の催告を行った。

9、しかし、同氏は二度目の催告についても無視し、農地復元を行わなかった。

10、そのため、書面による復元催告だけでは、いつまでたっても農地復元がされないと考えた奈良県農林部は、平成13年5月21日に、農業経営課の課長輔佐と係長を明日香村に赴かせて、今回の農地法違反行為に対する奈良県農林部の強い姿勢を示し、三度目の農地復元催告を直接行った。また同月24日には、明日香村産業振興課の課長が、本件農地の農地復元を求めると同氏宅を訪れ、復元催告を行っている。

11、このような、奈良県農林部と明日香村産業振興課による厳しい農地復元催告に對して、同氏は、本件農地を農地に復元せず、かつ、当初の目的であった「農地転用により農地を宅地として売却する。」という目的を再び達成するために、古都法による土地買い上げ制度を悪用しようと考え、同法第11条による買い入れの条件となる、同法第8条による行為不許可の書類を得るための許可申請書に添付すべき地積測量図の作成を、土地家屋調査士に依頼した。そして、その地積測量図は、三度目の催告から、僅か11日しか経っていない6月4日には出来上がっている事から、同氏が土地家屋調査士に地積測量図の作成を依頼したのは、明日香村産業振興課長が農地復元を同氏に催告した直後であったことがうかがい知れ、同氏に農地復元の意思がまったくなかったことを顕著に

示している。

12、その後、同許可申請に必要なその他の書類を整えた同氏は、農地復元催告が行われた約一ヶ月後の6月27日には、明日香村企画課に対して、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書と題した書類を提出している。

13、ところが、同氏が作成した上記の書類は、本件農地が、平成7年3月16日に農地法第4条許可を取り消されたことにより、法律上雑種地から農地に戻り、現況についても再三に亘り農地復元が求められている農地であることを秘して作成された虚偽の内容の書類であった。同氏は、本件農地の登記簿上の地目が、未だ雑種地から農地に訂正されていないことを悪用し、本件農地があたかも真正な雑種地であるかの如く装い、地目雑種地と記された登記簿を提出することにより、奈良県風致保全課を欺き、雑種地に工作物を設けたいとする虚偽の申請を行った。しかもその申請内容は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第6条の許可基準に明らかに該当しないものであり、古都法第8条の許可申請が当然に不許可になる内容の申請であった。

14、その結果、本件農地が雑種地であると騙された奈良県風致保全課は、農地法による許可の有無をチェック出来ないまま、古都法第11条による買収予定地として、同氏の許可申請の内容を検討し、平成13年7月16日付奈良県指令風保第2号の(明二)28により、行為不許可の通知を出してしまつた。

15、通常行為不許可の通知に対しては、行為内容を修正するなど行為許可に向けての動きがあるものであるが、今回の場合、その不許可通知を待っていたかの様に、同氏は、その通知が行われた8日後の同月24日には、本件農地を雑種地として奈良県が買い入れるように要請する申出書を提出した。そして同氏の申し出が「古都保存法に基づく土地の買い入れに必要な要件」の「行為申請に係る行為内容が古都保存法以外の法令について許可を受けることができるものであること」という条件を満たしていない(奈良県農林部により、復元計画書と営農計画書の提出した上で農地復元が求められている本件農地に、同氏の求める工作物を設けることは、農地法上許されない。)にもかかわらず、真実を知らない奈良県風致保全課は、本件農地を農地としてではなく雑種地として買い入れることを決定し、農地として価格評価をしなければならぬのに、雑種地として価格評価をした上で、平成15年3月24日に本件農地を買い入れた。

II、違法事由

1、本件農地は、奈良県農林部が農地法第4条許可を取り消し、農地復元を求めた状況下にあったことから、法律上も実態上も農地として扱わなければならない土地である。そうであれば、風致保全課に対する古都法第8条許可申請は、農地として申請しなければならず、雑種地に工作物を設ける許可を求めたA氏の許可申請は、申請自体が無効であり、許可、不許可が検討されるべき申請ではない。同様に、この不許可通知を利用した古都法第11条による買入れ申請も、無効な書類に基づくものであり無効である。

2、古都法第11条により、奈良県が本件農地を買入れられる際、奈良県の依頼した不動産鑑定士により、雑種地として評価されて価格が決定されているのであるが、真実は農地として評価して鑑定価格が算出されなければならないものであった。同一地番の土地であれば、評価の基礎となる標準価格を、雑種地とする場合と、農地とする場合とでは、おのずと違って来る。よって、適正な価格評価がなされずに決定された価格により支出された、本件農地の買入れ代金は違法な支出である。また通常、同一地番の土地が同一の現況で価格評価された場合、雑種地として評価されるほうが、農地として評価されるよりも高額に評価されるものであることから、その差額分が奈良県の損失となり、その分の支出は違法な支出となるから返還請求の対象となる。

3、本件農地は、宅地として転売する目的で、違法に農地法許可が取得され、転売されたものであるが、農地法違反行為を許さないという奈良県農林部の強い姿勢により、転売が阻止された。にもかかわらず、奈良県風致保全課が、雑種地として本件農地を再び買上げることにし、A氏の農地法違反行為の目的を成就させることは、農地法違反行為に加担する共犯行為にあたるものであり違法である。

4、農地を農地として奈良県に売却する場合は、農地法による特別な許可を得る必要はないが、農地を雑種地として売却することは、農地法上何人にも許されていない行為である。よってA氏が、本件農地を雑種地であると欺いて、奈良県に売却した行為は、違法な行為となる。よって違法な行為に加担して、本件農地を買入れられることも、同様に違法な行為となり、奈良県風致保全課の行った売買は解除されるべきものである。

5、A氏は、評価価格を高額にするために、古都法上の許可を得ることなく、本件農地に砂利を敷き詰め、出入り口を設けるなどして現況を駐車場様にして奈良県に売却しているのであるが、無用な開発を阻止し、古都の景観を保護するという古都法の立法趣旨を考えれば、奈良県農林部が求めるように、同地を農地に復元させるべきであり、奈良県風致課が本件農地を買入れ、現況を駐車場のまま現在も放置していることは、古都法第11条の買入れ目的を逸脱したものであり、許されない。よって、売買契約を解除し、A氏に農地復元を求めることが、風致保全課の責務である。

6、以上の理由により、請求の趣旨に記した内容の措置を講ずるよう求めます。

III、外部監査について
1、監査請求が、公正に行われていると思われない事例が多々みられる現状に鑑み、外部監査がなされる事を求めます。

第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。

第3 知事に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

以下の理由により、本件請求については個別外部監査契約に基づく監査によることとしなかった。

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、当該地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実させ住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者がそれぞれの役割を十分発揮することによって地方公共団体の監査機能全体が一層強化されることが期待されているものである。

本件請求は、県が法律に基づいて行った土地の買入に関するものであり、その内容からみて、財務会計上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって特に専門的な知識や技術等を必要とし、あるいは、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当とは認められない。

第4 監査委員の除斥

| | |
|--|--|
| <p>本件請求の監査において、大倉潔監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。</p> <p>第5 監査の実施</p> <p>1 請求人の証拠の提出及び陳述 平成16年4月20日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。</p> <p>2 監査対象事項 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都法」という。）に基づき平成15年3月24日付でなされた明日香村内の土地（以下「本件土地」という。）の買入（以下「本件買入」という。）に係る売買契約の締結及び代金の支出を監査対象とした。</p> <p>3 監査対象部局 奈良県生活環境部</p> <p>4 事実の確認</p> <p>監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員からの事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。</p> <p>なお、本件請求においては本件土地に係る農地法に関する事項についても述べられていることから、当該事項については、別途、奈良県農林部に確認した。</p> <p>(1) 古都法に基づき土地の買入制度について</p> <p>この買入制度は、古都法第11条によるものであり、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するため、行為の規制のみでは管理の万全を期しがたく地方公共団体が取得しなければ歴史的風土の保存に支障をきたすと認められる場合に、規制に伴う土地所有者救済の必要性も考慮し、一定の要件のもとで地方公共団体が土地を買い入れるというものである。</p> <p>買入の要件については、同条第1項において、次の①～④のすべてを満たすこととされている。</p> <p>①歴史的風土特別保存地区内の土地であること ②歴史的風土の保存上必要であると認められる土地であること ③同法第8条第1項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい</p> | <p>支障をきたすこととなること</p> <p>④土地所有者からの土地買入の申出によるものであること</p> <p>なお、国が買入に要する費用の一部を補助する場合における上記②及び③についての基準として、国土交通省から「古都保存事業採択基準」が示されている。</p> <p>また、買入にあつての土地の価額の算定については、同条第2項及び同法施行令第9条において、時価によること、評価基準に基づくこと、近傍地の取引価額等を考慮した相当な価額であることが定められており、さらに、その評価にあつては、不動産鑑定士その他土地の鑑定評価について特別の知識経験を有しかつ、公正な判断をすることができる者にさせなければならないことが定められている。</p> <p>(2) 本件買入について</p> <p>平成13年6月27日、本件土地に係る工作物について、A氏より県に対して古都法第8条第1項に基づき行為許可申請がなされたが、同年7月16日、県は同法施行令第6条の許可基準に該当しないことを理由に同条第2項に基づき不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行った。</p> <p>そして、本件不許可処分により本件土地の利用に著しい支障をきたすことを理由として同月24日になされた本件土地の買入申出について、県は同法第11条に定める要件を満たすものとして買入を決定するとともに、不動産鑑定士に本件土地の価格の鑑定を依頼した。その後、平成14年12月27日、不動産鑑定評価書が提出され、平成15年3月24日付の売買契約締結後、県は同年4月23日に代金を支出した。</p> <p>なお、本件土地については、平成2年12月10日に農地法第4条第1項による農地転用許可（転用目的：青空駐車場）がなされ、登記簿の地目も「雑種地」に変更されたが、平成7年3月16日付の虚偽の申請を理由とした農地転用許可の取消処分の後、農地復元の勧告を受けて、平成13年6月、いったん農地に復元されたことが確認されている。その後、本件土地については農地法による新たな転用許可がなされていないにも関わらず、登記簿の地目は、許可取消後も依然として「雑種地」となっていた。一方、不動産鑑定評価書の写真からも、当時の現況が「雑種地」の状態であったことがうかがえる。</p> <p>第6 監査結果</p> |
|--|--|

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。
本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。
以下、その理由について述べる。

(1) 本件買入に係る要件の審査について

古都法による買入要件については、前記第5の4(1)のとおりであるところ、本件買入に係る要件の審査において、要件①については、本件土地が存在する地区は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき昭和55年12月27日付建設省告示第636号により第二種歴史的風土保存地区に指定されており、当該第二種歴史的風土保存地区は、同法第3条第3項及び古都法第7条の2後段の規定により、古都法第6条第1項の歴史的風土特別保存地区とされていることが確認されている。

要件②については、本件土地は住宅と農地が混在する地域内にあり、歴史的風土の保存上、県が取得する必要性があるとの判断がなされている。

要件③については、本件不許可処分により本件土地の利用を相当程度制限されることから、本件土地の利用に著しい支障をきたすとの判断がなされている。

要件④については、本件土地の登記簿謄本により、A氏が所有者であることが確認されている。

以上のことから、本件買入の要件該当性については、古都法に照らし、適正に審査がなされたものであると判断する。

なお、前記「古都保存事業採択基準」において、同法第8条の対象となる行為については「他の法令で許可しうるもの」とされているところ、本件不許可処分の対象とされた行為は農地法による許可の対象外であり、また、他の法令の規制も受けないものである。

ところで、請求人は、本件土地が農地法の許可を受けずに転用されていたことから本件買入は違法である旨主張しているので、その点について、以下に検討する。

前記第5の4(2)のとおり、不動産鑑定評価書の写真からは本件土地の現況が雑種地の状態であったことがうかがえるが、本件土地については、平成7年の農地転用許可の取消後、新たな許可がなされていないことから、農地法の許可を受けずに転用された疑いが認められる。

しかし、買入要件の該当性については、あくまで古都法の観点から判断されるべきものであり、要件を満たす限り買入されるものであることから、本件土地が農地法の許可なく転用されたものであったとしても、それは農地法に関することであって、それをもって本件買入の決定が古都法に反するものとはいえず、当該決定に基づいて締結された売買契約の効力が否定されるものではないと判断する。

(2) 本件土地の価額について

本件土地の価額については、国土交通省が制定した「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士が評価した額をもとに決定されており、古都法及び同法施行令に照らし、適正に算定されているといえる。また、請求人が、本件土地は農地として評価されるべきところ雑種地として違法に高額に評価された旨主張している点について、県は、本件土地の評価は、地目ではなく、近隣地域の状況、立地条件及び形状・規模等本件土地の現実の状況に着目してなされていることから、本件土地の地目は価額に影響を及ぼさないとしており、妥当なものと認められる。よって、本件買入に係る代金については、請求人が主張するような、違法な支出であるとはいえない。

監査結果は以上のとおりであるが、本件土地が農地法の許可なく転用されたことがうかがえる状況の中で買入申出があり、本件買入がなされた点については、A氏の対応に問題があったと認められる一方、県についても、そのような事情を確認していれば本件土地の買入にあたり何らかの指導が可能であったことに鑑みると、本件買入においては、本件土地の実態の把握が不十分であったと言わざるを得ない。よって、今後は、関係部局間の連携を図るなど、買入の対象となる土地について実態の把握を怠らないよう十分留意されたい。

また、買入後の土地の管理については、古都法第12条において同法の目的に適合するように管理すべき旨定められているところ、同法の趣旨、とくに地方公共団体による買入制度が設けられている趣旨を踏まえ、今後も適正な管理に努められたい。

附 記

平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表

| | |
|--------|---|
| 七 | 空 |
| 下 | 段 |
| 十三 | 行 |
| 五月二十一日 | 誤 |
| 六月一日 | 正 |

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。